

神奈川県監査委員公表第9号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県教育委員会教育長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和元年 11 月 15 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣  
 同 太 田 眞 晴  
 同 吉 川 知 恵 子  
 同 桐 生 秀 昭  
 同 松 崎 淳

1 措置の対象となった監査の結果

令和元年8月23日（神奈川県公報号外第22号）神奈川県監査委員公表第8号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会分7か所に係る9事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県教育委員会教育局中教育事務所	平成31年4月4日（平成31年2月26日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、全国人権・同和教育研究大会の参加資料代（1件、5,000円）について、予期できた経費であったため、資金前渡により支払うべきところ、職員が立て替えて支払っていた。	不適切事項については、事業担当の職員の関係規定の理解不足及び担当者間の連携が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、情報共有を徹底し、支出の方法、時期等についての知識の共有を図るとともに、相互に進行管理を行うことにより、適切な事務執行に努めることとした。
神奈川県立図書館	平成31年4月9日（平成31年2月8日職員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、生涯学習情報システム機器賃貸借契約に係る平成30年8月分の支払額122,958円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息100円を支払っていた。 2 契約事務において、産業廃棄物収集・運搬及び処理業務委託契約（単価契約、概算総価額388,800円）の締結に当たり、	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、所属として支出事務全体の進行を管理する台帳を作成し、その執行状況等を担当者のみならず、複数の職員による確認体制をとること

		<p>契約書に契約単価を誤って記載していた。</p>	<p>により、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、契約手続の過程において、契約書の記載内容の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、単価や契約金額などについて、複数の職員による確認体制をとることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立川崎図書館	平成31年3月27日（平成31年1月29日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、専門図書及び雑誌の購入代3件、881,089円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息1,500円を支払っていた。</p>	<p>不適切事項については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、職員間の情報共有を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立横浜旭陵高等学校	平成31年3月5日（平成31年1月7日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に防犯灯9基が共架されているものがあつた。</p>	<p>不適切事項については、目的外使用許可している電柱への共架の状況に係る確認が不足していたことによるものであり、当該防犯灯については横浜市が設置したものと判明したが、すでに防犯灯として使用していないことから、平成31年3月7日に横浜市が全て撤去した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、目的外使用許可している財産の状況を確認していくことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立柏陽高等学校	平成31年3月18日（平成31年1月7日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>財産管理事務において、自動販売機等の設置に係る教育財産の目的外使用許可（1.42㎡）に当たり、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例施行規則の規定に反した端数処理を行ったため、使用料の算定を誤って許可しているものがあつた。これにより使用料1件、1,297円を過大に徴収していた。</p>	<p>不適切事項については、職員の関係諸規定の確認が不十分だったことによるものであり、正しい端数処理により使用料を算定し、許可業者に使用許可書を交付するとともに、過大徴収分については、平成31年2月14日に戻出した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係諸規定の改正に留意するとともに、複数職員によ</p>

			る確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立瀬谷養護学校	平成31年4月16日（平成31年2月14日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に伴う光熱水費等の庁費立替収入1件、4,979円について、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限を調定の日から20日以内に設定していなかった。</p> <p>2 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可に当たり、平成29年7月10日から平成35年7月31日までを使用期間とする申請に対し、教育財産の管理等に関する規程及び教育財産の目的外使用許可取扱要領に基づき許可期間を平成29年7月10日から平成34年3月31日までとすべきところ、平成35年7月31日までとされていた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、神奈川県財務規則に規定された納付期限についての理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、規則の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 財産管理事務については、教育財産の管理等に関する規程及び教育財産の目的外使用許可取扱要領に基づく許可期間の理解が不十分であったものであり、令和元年8月8日に正しい期間で変更許可を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定等の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立平塚養護学校	平成31年4月4日（平成31年1月28日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>財産管理事務において、公衆電話室の設置に係る教育財産の目的外使用許可に当たり、使用許可日数を誤認したため、使用料の算定を誤って許可しているものがあつた。これにより使用料1件、2円を過大に徴収していた。</p>	<p>不適切事項については、担当者の誤認によるものであり、過大徴収分は平成31年2月8日に還付した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、使用料の算定に際しては、必ずカレンダー等の一次資料を添付し、複数の職員による確認を一層徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>